

令和6年能登半島地震による 災害対応に関する緊急要望



令和6年4月12日

新 潟 県
新 潟 市

令和6年1月1日16時10分に発生した令和6年能登半島地震により、新潟県内では、長岡市で最大震度6弱、新潟市をはじめとする12市町村で最大震度5強を記録するなど、県内各地で大きな揺れに見舞われるとともに、沿岸部では津波が観測されました。この地震の発生により、本県では、重傷者を含む約50名の人的被害が発生するとともに、港湾施設等の公共インフラ施設をはじめとして、学校施設・文化財、医療機関、社会福祉施設等の公共施設において大きな被害が発生いたしました。

発災からこれまでの間、国におかれましては、土砂崩落により通行止めとなった国道8号の早期開通をはじめ、港湾機能施設の復旧に向けた特例措置、昨年度の特別交付税の配分など、被災自治体に寄り添った強力なご支援をいただいていることについて、深く感謝申し上げます。

今回の地震では、揺れやそれに伴う液状化現象等により、4月8日時点で21,000棟を超える住宅被害が発生している状況となっております。特に液状化現象による被害が大きかった新潟市では、18,000棟を超える調査が行われておりますが、液状化による傾斜等の修復には多額の費用がかかり、高齢者世帯など、住宅再建の見通しが立たない世帯も多いことから、液状化等による被災住宅の建替え、購入及び修繕に対する独自の支援策を創設するなど、応急対策活動に取り組んできました。

先般、国におかれましては、被災した宅地の安全確保に関する制度の拡充をいただいたところですが、住宅被害等を受けた方々が、一日でも早く日常の生活を取り戻し、安心・安全な暮らしを維持することができるよう、今後も国からのご支援が必要であることから、次の事項について要望します。

1. 被災した宅地の安全確保支援の弾力的な運用

(国土交通省都市局)

- (1) 被災した宅地の安全確保支援に対し、先般、国の制度拡充がなされたなか、今後、公共施設と宅地等の一体的な対策を行う「宅地液状化防止事業」等については、事業要件の緩和等により弾力的な運用も可能となるようお願いいたします。
- (2) 被災した地盤や基礎の復旧等への支援を目的とした効果促進事業については、多くの被災者が既に液状化で被害を受けた住宅の復旧工事に着手していることから、地域の実情を踏まえた、自由度の高い制度設計を認めていただくようお願いいたします。

2. 宅地復旧に係る技術的支援

(国土交通省都市局)

今回の地震では、特に液状化を原因とした擁壁崩壊や宅地の隆起・陥没、地割れの発生による被害が多く生じています。

現在、国からは液状化対策に関する情報提供や助言をいただいておりますが、面的な液状化防止対策の検討にあたっては、今後新潟市が開催する地盤工学の専門家や学識経験者などによる検討会においても、国からの技術的、人的支援をお願いいたします。